

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

1948 年（昭和 23 年）12 月 10 日、国連第 3 回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。

わが国では、1947 年（昭和 22 年）に施行された日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる」と規定し、すべての人々の人権の享有を保証しています。また、憲法第 14 条の法の下での平等について「人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、一切の差別を禁止しています。

2000 年（平成 12 年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が制定され、2002 年（平成 14 年）には同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

2016 年（平成 28 年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が相次いで施行されるなど、人権に関する個別の法律の整備により、女性、子ども、障がい者、同和問題等、様々な人権課題について、その改善に向けた施策等が推進されています。

新潟県においては、2004 年（平成 16 年）に、「人権教育・啓発推進法」に基づき「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現をめざし、各種の人権施策に取り組んできましたが、社会情勢の変化等を踏まえて、2020 年（令和 2 年）に改定が予定されています。

佐渡市では、2008 年（平成 20 年）に、差別や偏見のない明るい地域社会の実現に向けて、「佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権施策を推進してきました。2014 年（平成 26 年）には「人権問題に関する意識調査」を実施し、2015 年度（平成 27 年度）から 2019 年度（令和元年度）を計画期間とする「佐渡市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を策定し、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍の住民、拉致被害者など、市の現状に応じた人権施策を総合的に展開してきました。

しかし、2019 年（平成 31 年）に、これまでの人権施策に対する市民の意識の変化を改めて把握するために実施した「人権問題に関する意識調査」においては、基本的人権に関わる問題についての関心はあるとしつつも、今の日本は人権が尊重されている社会だと「思わない」、または「あまり思わない」市民の割合が増加しており、

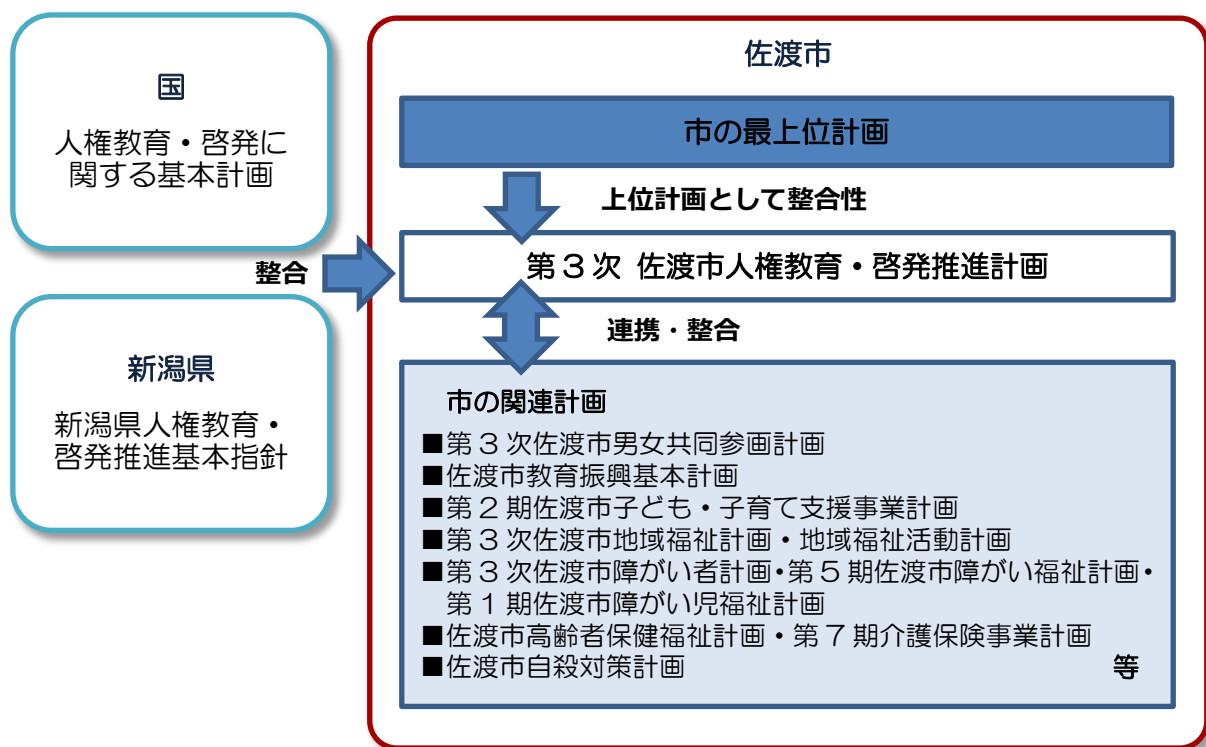
課題が解決されているとはいえない状況となっています。

これらを踏まえ、本計画は 2019 年度（令和元年度）をもって推進期間を終了する「佐渡市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を見直し、あらゆる差別をなくすための人権教育・人権啓発の諸施策を効率的、効果的に推進することを目的として策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育・啓発推進法」第 5 条に基づき、地方公共団体の責務として本市の実情に即した人権教育・人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市の最上位計画と整合性を図り、市民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、市民の基本的人権の尊重をはじめ、あらゆる差別の解消をめざします。



3 計画の期間

本計画は、2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 5 年間とし、国や県の動向、社会情勢や環境の変化および施策の進捗状況に応じ、見直しを行います。

平成 27 年度 ～令和元年度	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
佐渡市人権教育・ 啓発推進計画 (改訂版)	第 3 次 佐渡市人権教育・啓発推進計画				
ニーズ調査の実施 評価・見直し					評価・見直し

4 市民の意見の反映

本計画の策定にあたり、市民の人権に関する意識状況を明らかにし、本計画の基礎資料とするため一般市民を対象に「人権に関する意識調査」を実施しました。

また、幅広く市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施します。

【人権に関する意識調査概要】

- 調査月：2019 年（平成 31）年 1 月
- 調査対象者：一般市民 16 歳以上～80 歳未満 1,000 名（無作為抽出）
- 配布・回収方法：郵送による配布回収
- 配布部数：1,000 部 回収部数：441 部 有効回答数：440 部 回収率：44.1%